

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8324:2017

規格名：蛍光灯ソケット及びスタータソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 3	箇条 3 一般要求事項 ソケットは、通常使用でそれらが確実に機能し、かつ、人及び周囲に危険を生じない設計及び構造でなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 9 9.1 9.2 9.4 9.5 箇条 10	箇条 9 端子 9.1 ソケットは、適切な端子接続方法を一つ以上もたなければならない。 9.2 ねじ端子、ねじなし端子、平形差込み端子又は丸形差込み端子は、規定の規格に適合しなければならない。 9.4 全ての端子は、電線を簡単に装着でき、更に接続できなければならない。 9.5 口出し線は、はんだ、溶接、圧着又はこれらと同等以上の方法で、ソケットに接続しなければならない。 箇条 10 構造（10.1を除き、全細分箇条を含む。） 蛍光灯ソケット及びスターソケットは、次のようなものでなければならない。 ー容易に着脱でき、かつ、振動又は温度変化で緩まないような設計 ー十分な接触力が得られる設計 ー蛍光灯ソケットは、ランプ装着時にランプの取付位置が手ごたえで分かる構造 ー規定のスタンダードシートに適合した寸法 ー片口金蛍光灯ランプは、少なくともソケット側の接触部の一	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8324:2017

規格名：蛍光灯ソケット及びスタータソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二條 第2項 続き				箇条 15 15.2 15.3 15.4	部分は、ランプピンの非かしめ部側に常に接触する構造 シェードホルダリング用バレルねじ山を用いて設計した ソケット及びシェードホルダリングは、IEC 60399 に適合 する構造 箇条 15 ねじ、導電部及び接続 15.2 スペーススレッドねじは、通電部を直接互いに接触さ せて締め付けて、適切なロック手段を設ける場合を除いて、 通電部の接続に使用してはならない。 15.3 絶縁材料のねじ溝に対してねじ込むねじは、ねじを正 確にねじ溝へ装着することを確実にしなければならない。 15.4 電気接続部は、陶磁器又は同等以上の特性をもつその 他の材料以外の絶縁材料を通して接触力が伝わらないよう に、設計しなければならない。	
第三條 第1項	安全機能を有す る設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状 態の発生を防止するとともに、発生時におけ る被害を軽減する安全機能を有するよう設 計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 15 15.5	箇条15 ねじ、導電部及び接続 15.5 ねじ及びリベットは、機械的にだけでなく電氣的に接 続する場合、緩み防止のロックをしなければならない。	
第三條 第2項	安全機能を有す る設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによ ってはその安全性の確保が困難であると認 められるときは、当該電気用品の安全性を確 保するために必要な情報及び使用上の注意 について、当該電気用品又はこれに付属する	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.1 7.2	箇条7 表示 7.1 ソケットには、製造業者名、形式番号、定格電圧、定格 電流等を表示しなければならない。 7.2 次の情報をソケット本体に表示するか、又は製造業者の カタログ、若しくはこれに類するものに記載しなければなら	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8324:2017

規格名：蛍光灯ソケット及びスタータソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き		取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。		7.3	<p>ない。</p> <p>—規定の試験でのソケットの背面温度</p> <p>—規定の試験でのソケットのねじなし端子の温度</p> <p>—ソケット端子に適する導体断面積</p> <p>7.3 直管両口金形蛍光ランプ用の一對のソケットの正確な取付け及び動作を保証するために、取扱説明書には、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>—取付方法</p> <p>—取付間隔及び許容差、又は参照するスタンダードシート</p> <p>—一對で使用するとき組み合わせるソケットの形式番号</p>	
				7.4	<p>7.4 表示記号を用いる場合は、規定の記号を使用しなければならない。</p>	
				箇条9	<p>箇条9 端子</p>	
				9.2	<p>9.2 ねじなし端子、平形差込み端子又は丸形差込み端子は、規定する導体の交換を意図したねじなし端子に対して、交換に際しての表示要求に適合しなければならない。</p>	
				9.3	<p>9.3 照明器具又はその他の追加外郭類に組み込むための、専用に設計した蛍光灯ソケットでは、規定の導体断面積範囲以外のものを認めるが、その場合、製造業者は端子の設計が対象とする導体断面積を明記しなければならない。</p>	
				箇条10	<p>箇条10 構造</p>	
				10.2	<p>10.2 ランプが装着されていない状態での蛍光灯ソケット</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8324:2017

規格名：蛍光灯ソケット及びスタータソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				10.4	GX5の最大取付間隔の情報は、製造業者又は責任ある販売業者の文書の中に示さなければならない。 10.4 蛍光灯ソケットからランプを取り外す方法を表示しなければならない。	
				10.5	10.5 取扱説明書には、ソケットの正確な取付けに必要な全情報を示さなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条9 9.6 箇条13 13A 箇条15 15.1 箇条18	箇条9 端子 9.6 ちょう（蝶）番付き蛍光灯ソケットは、規定の往復操作試験後、接続部の接触抵抗は適切な値でなければならない。 箇条13 耐久性 ソケットは、広義の一般使用において、この規格への適合を損なう電氣的及び機械的な全ての損傷を防ぐ構造でなければならない。絶縁部分は熱、振動などによる異常がなく、接続部分は緩んではならない。 13A インターロック接点の性能 インターロック接点の性能は、開閉試験後、異常があってはならない。 箇条15 ねじ、導電部及び接続 15.1 破損によってソケットに危険を生じさせるおそれのあるねじ及び機械的接続部は、通常の使用状態で生じる機械的応力に耐えなければならない。 箇条18 過度の残留応力（自然割れ）及びさびに対する抵抗	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8324:2017

規格名：蛍光灯ソケット及びスタータソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き				18.1 18.2	力 18.1 銅又は銅合金のロール材の接触片及びその他の部分の故障によってソケットが不安全となるおそれがある場合は、それらは過度の残留応力によって損傷してはならない。 18.2 さびるとソケットに危険を生じさせる鉄の部分は、適切にさびの保護がされていなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.1 11.2	箇条11 じんあい及び水気の侵入に対する保護 11.1 IP保護等級、“防雨形”又は“防浸形”の表示があるソケットの場合、外郭は、組立後のソケットの分類に従って、じんあい及び水気の浸入に対する保護等級を備えていなければならない。 11.2 ソケットは、耐湿性をもたなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 9 9.2 箇条 10 10.1 箇条 15 15.6 箇条 17	箇条9 端子 9.2 ねじ端子及びねじなし端子は、耐熱性等のある端子でなければならない。 箇条10 構造 10.1 木材、綿、絹、紙及び類似の吸湿材料は、適切に含浸した場合を除き、絶縁体として使用してはならない。 箇条15 ねじ、導電部及び接続 15.6 通電部は、銅、50%以上の銅を含む合金又はこれらと同等以上の特性をもつ材料でなければならない。 箇条17 耐熱、耐火性及び耐トラッキング性	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8324:2017

規格名：蛍光灯ソケット及びスタータソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				17.1 17.2 17.6	17.1 ソケットは、十分な耐熱性をもたなければならない。 17.2 感電保護のための外郭及び絶縁材料製の外部部品、並びに充電部を所定の位置に保持する絶縁材料の部品は、ボールプレッシャ試験に耐えなければならない。 17.6 普通形以外のソケットでは、充電部を所定の位置に保持する絶縁部品は、適切な耐トラッキング性をもたなければならない。	
第七条 第1号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条8 8.1 8.2 8.3 8.4	箇条8 感電に対する保護 8.1 照明器具に組み込むか又は取り付けしたソケットを、通常の使用状態に配線し、適合するランプ及び／又はスタータを取り付けた状態で、その充電部が可触にならない構造に設計しなければならない。 8.2 ソケットは、通常の使用状態に取り付けた状態で、ランプ及びスタータを取り除いたとき、並びにランプ及びスタータの装着・交換時のいずれにおいても感電に対する保護をしなければならない。 8.3 感電に対する保護のための部品は、適切な機械的強度をもち、通常の使用では、緩んではならない。 8.4 取り付け後に容易に手が触れるソケットの外側の部分は、絶縁材料製であるか又は導電性の材質の場合、ソケットの充電部から適切に絶縁しなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8324:2017

規格名：蛍光灯ソケット及びスタータソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七 条 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 3	箇条 3 一般要求事項 ソケットは、通常使用でそれらが確実に機能し、かつ、人及び周囲に危険を生じない設計及び構造でなければならない。	
第八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 12  箇条 16	箇条12 絶縁抵抗及び耐電圧（全細分箇条を含む。） ソケットは適切な絶縁抵抗及び耐電圧特性をもっていなければならない。  箇条16 沿面距離及び空間距離 異極充電部間、充電部と表面の金属部等の沿面距離及び空間距離は、規定の値以上でなければならない。	
第九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 17 17.3  17.4  17.5	箇条17 耐熱、耐火性及び耐トラッキング性 17.3 感電保護のための絶縁材料製の外側部品、及び充電部を所定の位置に保持する絶縁材料部品は、耐炎性及び耐着火性をもたなければならない。 17.4 感電保護のための絶縁材料の外側部品は、試験温度 650℃グローワイヤ試験で、試料の炎又は赤熱は、グローワイヤを離してから30秒以内に消えなければならない。また、燃焼滴下物が試料の下に広げた包装用ティッシュを発火させてはならない。 17.5 充電部を所定の位置に保持する絶縁材料製部品は、ニードルフレーム試験で、試験炎から試料に燃え移って燃え続けている炎は、試験炎を離してから30秒以内に消えなければならない。また、燃焼滴下物が試料の下に広げた包装用テ	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8324:2017

規格名：蛍光灯ソケット及びスタータソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条 続き					イシュを発火させてはならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 3	箇条3 一般要求事項 ソケットは、通常使用でそれらが確実に機能し、かつ、人及び周囲に危険を生じない設計及び構造でなければならない。	
第十一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 9 9.4 9.6	箇条9 端子 9.4 端子にカバーがある場合は、そのカバーが電線を傷つけることなく取り付けることができなければならない。 9.6 ちょう（蝶）番付き蛍光灯ソケットは、配線を傷つけない構造でなければならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 8.3 箇条 9 9.5 箇条 14 14.1 14.2	箇条8 感電に対する保護 8.3 感電に対する保護のための部品は、適切な機械的強度をもち、通常の使用では、緩んではならない。 箇条9 端子 9.5 ソケットと口出し線との固定は、通常の使用状態で加えられる機械的な力に耐えなければならない。 箇条14 機械的強度 14.1 ソケットは、十分な機械的強度がなければならない。 14.2 照明器具又は追加外郭類への組込専用の蛍光灯ソケットは、機械的強度試験後、重大な損傷があつてはならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8324:2017

規格名：蛍光灯ソケット及びスタータソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				14.3 14.3A 14.4 箇条15 15.1	14.3 蛍光灯ソケットにゲージを装着し、その状態で押し込み等の試験で、蛍光灯ソケットに損傷があつてはならない。 14.3A ランプ軸方向に着脱操作を行う蛍光灯ソケットは、製造業者の指定する使用状態に取り付け、適合する口金を正しく装着して、押し込み試験で蛍光灯ソケットに損傷があつてはならない。 14.4 スタンダードシートに規定するゲージをスタータソケットに装着し、押し込み試験で、スタータソケットに損傷があつてはならない。 箇条15 ねじ、導電部及び接続 15.1 破損によってソケットに危険を生じさせるおそれのあるねじ及び機械的接続部は、通常の使用状態で生じる機械的応力に耐えなければならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、人体に危害、又は物件に損傷を与えるおそれのある化学物質の流出及び溶出がないため、非該当が妥当と考える。

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8324:2017

規格名：蛍光灯ソケット及びスタータソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 3	箇条3 一般要求事項 ソケットは、通常使用でそれらが確実に機能し、かつ、人及び周囲に危険を生じない設計及び構造でなければならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、始動の機能はないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、再始動の機能はないため、非該当が妥当と考える。

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8324:2017

規格名：蛍光灯ソケット及びスタータソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、停止の機能はないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条9 9.2 9.3 9.5	箇条9 端子 9.2 ねじ端子、ねじなし端子、平形差込み端子又は丸形差込み端子等は、規定の導体が適切に接続できるものでなければならない。 9.3 JIS C 8105-1の第14章及び第15章の中で規定していない限り、端子は、器具内用ソケットにおいては導体断面積0.5～1.0 mm <sup>2</sup> 、独立形ソケットにおいては導体断面積1.0～1.5 mm <sup>2</sup> の導体を接続できるものでなければならない。 9.5 口出し線は、絶縁した導体で、導体断面積は、0.75 mm <sup>2</sup> 以上でなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、電磁的妨害による誤動作により、安全機能に障害が生じることはないため、非該当が妥当と考える。

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8324:2017

規格名：蛍光灯ソケット及びスタータソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、ソケットは雑音を発生する要因を持っていないため、非該当が妥当と考える。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.5 7.6	箇条7 表示 7.5 ソケット本体への表示は、通常の状態に取り付けたときに、必要がある場合カバーを外して、容易に見えなければならない。 7.6 表示は、耐久性があり容易に読めなければならない。	
第二十条第1項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のもの）に限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8324:2017

規格名：蛍光灯ソケット及びスタータソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1項 続き		(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）  (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第2項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。  (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第3項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8324:2017

規格名：蛍光灯ソケット及びスタータソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第3項 続き		(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第4項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用ものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—